

会長	局長	主幹兼係長	係

令和3年度
〔天城町農業委員会〕
10月定例総会議事録

署名委員 中磯 朋美

署名委員 田原 廣秀

天城町農業委員会 10月定例総会議事録

1 開催日時 令和 3年 10月 15日 (金) 13時30分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 19名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	禎村 和志
3	松原西区	政 弘幸	13	兼久	平野 勝哉
4	松原上区	麓 福太郎	14	兼久	中磯 朋美
5	前野	富山 良一	15	瀬滝	田原 廣秀
6	岡前	小林 耕作	16	瀬滝	奥 好生
7	浅間	榮 徳男	17	当部	岩元 聡
8	浅間	勝尾 真一	18	三京	若山 秀也
9	天城	吉川 貴也	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	貞山 博一			

4 欠席委員 0名

5 事務局 2名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	伊地知 隆治	2	主幹兼係長	川口 正幸

6 参加者 1名

番号	所 属	氏 名	番号	所 属	氏 名
1	農政課	西松 清仁			

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第22号 農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見について
- ・議案第23号 農地法第3条許可申請について
- ・議案第24号 農地法第4条許可申請について
- ・議案第25号 農地法第5条許可申請について
- ・議案第26号 現況証明願い申請について

(3) 報告事項等

- ・報告1 農地法第3条の3の届出書の受理について

開会 13時30分

議長
(仲会長)

ただいまの出席委員は19人です。よって、本定例総会は成立しました。これから令和3年10月天城町農業委員会定例総会を開会します。それでは、議事日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、中磯委員と田原委員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。
本日の定例総会の会期は、日程通知の通り、本日1日にしたいと思いません。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。
よって、本定例総会の会期は、本日1日と決定しました。
次に、本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定しております。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

議長

日程第3、議案第22号天城農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見についてを議題とします。事務局に申請番号77番の説明を求めます。

事務局
(川口)
議長

(事務局の説明)

詳しくは、農政課の担当が見えていますので、質疑の中でお願いします。それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。里村委員、貞山委員お願いします。

貞山委員

申請番号77番について説明します。場所は1ページ県道の点滅信号を曲がった直ぐの畑になります。現在工事中でしたので現地を確認し申請をあげてもらっています。

皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。
これから、申請番号77番について採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号77番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。この案件は、許可意見として町に答申します。

議長

日程第4、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に申請番号78番から85番までの説明を求めます。

事務局
(川口)

(事務局の説明。)

議 長 それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。
まず、申請番号78番について、中磯委員をお願いします。

中磯委員 申請番号78番について説明します。譲渡人と譲受人は親子関係になります。9/17 現地を確認に行ってきました。場所は参考資料2ページ大津川入口のところにあがりまたいじゅんと書かれた看板があるんですけど、そこを山側に行った直ぐのところにあります。現在譲渡人がキビを植えております。譲受人が農業次世代投資事業を受けるにあたって変更することです。何ら問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしく願います。

議 長 これから、本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。
これから、申請番号78番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号78番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。
次の審議前に貞山委員の退出を求めます。
（貞山委員退出）

議 長 それでは、申請番号79番について、担当委員の調査報告を求めます。
勝尾委員をお願いします。

勝尾委員 申請番号79番について説明します。9/28 午後に現場を確認してまいりました。もともとSさんが管理していた畑になるのですが、ここを会社の経営維持のために会社への売買となっております。維持管理は引き続きSさんが行うとのこと何ら問題が無いと思います。
皆様方の審議の程、よろしく願います。

田原委員 場所が良くわからないのですが、

勝尾委員 天城石油から松原方向に500mほど行くと浅間入口の一つ手前のおりになるのですがそこを山側に行ったところになります。

政委員 もともとS氏のハウスでしたよね。

勝尾委員 そうです。そこを購入して今回会社へとのことでした。

議 長 これから、本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号79番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号79番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。貞山委員の入場を認めます。
（貞山委員入場）

次に、申請番号80番について、担当委員の調査報告を求めます。
富山委員お願いします。

富山委員 申請番号80番について説明します。譲受人と譲渡人は親子です。参考資料4ページユイの家から海側に行くと1筆目の畑があります。ユイの家の山手側に2筆目、前野の住宅を山手の方に行くと3筆目と4筆目、譲受人の自宅前が5筆目、農道横線の前の入り口から山手に2筆あります。ほとんど飼料畑となっております。

議 長 皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

貞山委員 理由の農地の利用促進とはなんですか。

事務局 親子間や兄弟などから農地を取得して農地の利用を促進するためです。

貞山委員 わかりました。

議 長 他に質疑有りませんか。
質疑なしと認めます。

これから、申請番号80番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号80番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号81番について、担当委員の調査報告を求めます。
奥委員お願いします。

奥委員 申請番号81番について説明します。場所については瀬滝構造改善センターを西側に行くとY氏の倉庫があり、そこを曲がってすぐになります。個の右側に譲り受け人の牛舎がありまして、以前から譲受人が小作をしていたのですが今回譲受人から購入してくれないか相談があり申請をあげております。何ら問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議 長 これから、本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号81番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号81番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号82番について、担当委員の調査報告を求めます。
中島委員お願いします。

中島委員 申請番号82番に関して説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はござい

ません。参考資料の6ページをご覧ください。
場所は松原から与名間に向かってクロスカントリー入口を山手に向かいH氏の自宅を過ぎてクロスカントリーに入る入口になります。現状は木々が生えており畑の状況ではないのですが隣接に譲受人の土地もあり後々重機等をいれて整理したいとのことでした。もう一か所が道を挟んで反対側になるのですが隣接地との境界がしっかりしていないので取得後はしっかり話すよう伝えてあります。皆様方の審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号82番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号82番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号83番について、担当委員の調査報告を求めます。
平野委員をお願いします。

平野委員

申請番号83番に関して説明します。譲渡人と譲受人は夫婦になります。場所は天城中学校の海側になりますU氏の牛舎の向かいになります。現在サトウキビが植えられております。何ら問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号83番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号83番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号84番について、担当委員の調査報告を求めます。
富山委員をお願いします。

富山委員

申請番号84番に関して説明します。譲渡人と譲受人は親子になります。高齢とのことで贈与したいとのことで申請がありました。場所はHの南側に3か所、残りの2か所は譲受人の実家のところに2か所、そして農道岡前入口の近辺に2か所、そこから前野側山手に3か所あります。現在小作をさせていますが、将来的には農業をしたいとのことで何ら問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号84番について、採決します。
お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号84番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号85番について、担当委員の調査報告を求めます。
前田委員お願いします。

前田委員 申請番号85番について説明します。譲渡人と譲受人に縁故関係はありません。参考資料10ページになります。今回より以前に畑の売買を行っていたようですが所有権移転等をしていなかったため今回申請が上がっております。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議 長 これから、本案に対する質疑に入ります。

田原委員 未登記農地整理と理由がありますが、

前田委員 以前売買契約はされていたんですが、登記などの変更は行っていなかったために今回このような形で申請しております。

田原委員 現状は植付はあるのですか。

前田委員 山手側は野菜などが植え付けられております。海手側は息子さんが牛の飼養をする予定で牧草地とする予定でいるそうです。

貞山委員 譲受人の経営面積は無いんですか。

前田委員 今後、息子さんに任せる予定とのことで、それなら息子に登記をした方が良いのではと相談もしたのですが、一度本人に移した後処理するとの事で今回そのままの申請になっております。

議 長 他に質疑有りませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号85番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号85番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第5、議案第24号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に申請番号86番の説明を求めます。

事務局
(川口) (事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。中島委員、政委員お願いします。

中島委員 申請番号86番について説明します。参考資料11ページ松原袋中央のおりを東側に行った中央になります。右側に既存の牛舎があり、今回息子にも経営をさせたいとのことで申請が来ております。牛の堆肥処理などはしっかりと指示をしております。何ら問題ないと思います。
皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議 長	政委員追加報告はありませんか。 これから、本案に対する質疑に入ります。
貞山委員	今回牛舎建設で上がっているんですがその他施設も記載した方が解りやすいと思います。
中島委員	そうですね。
議 長	他にありませんか。 （「質疑なし」と呼ぶ者あり） 質疑なしと認めます。 これから、申請番号 86 番について、採決します。 お諮りします。 本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。 賛成多数。 よって、申請番号 86 番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。この案件は、許可意見として異常設審議委員会に諮問とします。 日程第 6、議案第 25 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に申請番号 87 番の説明を求めます。
事務局 (川口) 議 長	(事務局の説明) それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。中島委員、政委員お願いします。
政委員	申請番号 87 番に関して説明します。場所は参考資料 12 ページ、松原漁港から一つ入った通りのところになります。譲渡人と譲受人は無関係です。譲受人が高齢で後継者も島に戻らないとのことで、風力発電の設置を計画しており、申請がありました。現地は中島委員と事務局の城君と確認に行きました。周りの地権者に風力発電の説明をした上でお願いしますと伝えてあります。何ら問題ないと思いますが、皆様方の審議の程、よろしくお願いします。
議 長	中島委員補足説明はありませんか。
中島委員	政委員から説明がありましたが、書類も確認しましたが、隣接の同意や誓約書もそろっておりましたので問題ないかと思います。
議 長	これから、本案に対する質疑に入ります。
貞山委員	サイズはどのくらいになりますか。
事務局	26.55 mになります。
政委員	台風などの時はプロペラがなおせるようになっているようです。
里村委員	住宅地内ですが、設置に問題はないでしょうか。
政委員	設置前にその辺を話しました。台風時に近隣に被害などが出たら責任がありますよのでしっかり話をして会社と取り決めをするようにしてあり、会社とも契約書を交わしてあります。
議 長	他に質疑有りませんか。 （「質疑なし」と呼ぶ者あり）

事務局	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、申請番号 87 番について、採決します。 お諮りします。 本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>賛成多数。 よって、申請番号 87 番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。</p>
(川口) 議長	<p>日程第 7、議案第 26 号現況証明願い申請についてを議題とします。事務局に申請番号 88 番の説明を求めます。</p> <p>(事務局の説明)</p>
貞山委員	<p>それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。 里村委員、貞山委員、吉川委員お願いします。</p>
	<p>申請番号 88 番について説明します。場所は旧農政局の隣です。現在申請人の牛舎が建っていて隣に新設予定とのこと。何ら問題ないかと思えます。審議の程、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>これから、本案に対する質疑に入ります。 〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
	<p>これから、申請番号 88 番について、採決します。 お諮りします。 本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>賛成多数。 よって、申請番号 88 番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 8、諸報告を行います。諸報告については、配布してありますので、お目通し願います。次に報告 1、農地法第 3 条の 3、相続による農地取得の届出を 2 件受理してあります。 以上で諸報告を終わります。</p>
	<p>以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。</p>
	<p>協議会 連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者等と農業委員会との意見交換会について ・ 次回定例総会について
	<p>他に、質疑、意見等ありませんか。 〔「特になし」の声あり〕</p>
	<p>以上で本日の日程は全部終了しました。 令和 3 年 10 月天城町農業委員会定例総会を閉会します。</p>
	<p style="text-align: right;">閉会 14時50分</p>

天城町農業委員会会議規則第 18 条の規定によりここに署名いたします。

会 長 仲 公男 印

署名委員 中磯 朋美 印

署名委員 田原 廣秀 印